

競 技 者 規 程 (改正後)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会が制定した日本体育協会スポーツ憲章の趣旨に則し、公益財団法人日本相撲連盟（以下「本連盟」という。）の加盟団体並びに当該加盟団体に所属する競技者、役員その他相撲の普及及び指導を行う者（以下「競技者等」という。）が遵守すべき事項について定めるものとする。

(責務)

第2条 本連盟及び加盟団体は、日本体育協会スポーツ憲章の趣旨に則して、相撲の健全な普及及び発展を図る責務を有する。

第3条 競技者等は、日本体育協会スポーツ憲章の趣旨に則して、健全なアマチュアスポーツマンとして相撲に取り組まなければならない。

(禁止行為)

第4条 競技者等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 相撲で得た名声を商業宣伝のために自ら利用し、又は他人に利用させること（第6条第1項の規定に基づきあらかじめ加盟団体又は本連盟の承認を得た場合を除く。）。
- (2) 金品（社会通念上、アマチュアとして許容される範囲内の金額のものを除く。以下この号において同じ。）を得ることを目的として競技し、又は競技によって金品を受け取ること。
- (3) 競技によって授与された賞品を金銭に換えること。
- (4) 本連盟が禁止した競技会に参加すること。
- (5) いずれの種類スポーツであるかを問わず、プロの選手又は指導者として登録されること。
- (6) その他日本体育協会スポーツ憲章の趣旨に反し、アマチュアの競技者等としての品位又は名誉を著しく傷つけること。

(違反に対する処分)

第5条 加盟団体は、前条各号に掲げる行為を行った者を当該加盟団体が主催又は共催する競技会その他の行事において競技者等として登録してはならず、競技者等として登録されている者が同条各号に掲げる行為を行った場合は、情状を審査の上、その登録を取り消すことができる。

2 本連盟は、前条各号に掲げる行為を行った者については、本連盟の会員の登録をしないことができる。

3 本連盟は、競技者等が前条各号に掲げる行為を行った場合は、審議委員会及び理事会の議を経て、情状に応じて、当該競技者等に対し次の処分を行うことができる。

- (1) 会員登録規程第14条に基づく登録の取消し
- (2) 一定期間の競技者等としての活動の停止

- (3) 書面による戒告
 - (4) 書面による訓告
 - (5) 口頭による嚴重注意又は注意
- 4 加盟団体又は本連盟は、前3項の規定に基づき処分を行おうとするときは、あらかじめ当該競技者等から弁明を聴取しなければならない。
- (放送出演等の承認)

第6条 競技者等が、対価（金銭に限らず物品、便益等を含み、社会通念上交通費等の実費、社交儀礼の範囲内のもの等と認められる場合を除く。）を得て新聞、雑誌、放送、インターネットその他それらに類する媒体へ出演し又は参加しようとするときは、あらかじめ書面をもって加盟団体に申請し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の申請を受けた加盟団体は、当該放送等の内容、対価の額の多寡その他諸般の事情を審査し、当該出演等が日本体育協会スポーツ憲章の趣旨に照らして適当でないと認めるときは、これを禁止し、又は当該出演等に一定の条件を付することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該加盟団体は、当該案件の処理を本連盟に委ねることができる。この場合においては、当該加盟団体は、当該案件に対する意見を添えて、関係書類を本連盟に送付するものとする。
- 4 前項の場合においては、本連盟は、審議委員会及び理事会の議を経て、第2項に規定する処分等を行うことができる。
- 5 前条第4項の規定は、加盟団体又は本連盟が第2項又は前項の規定による処分等を行おうとする場合に準用する。
- 6 競技者等が、第1項の規定に違反して申請書を提出しなかったとき、又は第2項若しくは第4項の規定に基づく処分若しくは条件に違反したときは、本連盟は、前条第3項に規定するところにより処分を行うものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

(アマチュア復帰)

第7条 プロの力士であった者でプロ相撲を廃業した後、次の各号に掲げる区分に従い当該各号に規定する期間を経過したものは、審議委員会の議を経て本連盟の承認を受けたときは、競技者等となることができる。ただし、第3号に該当する者のうち最高位幕内以上の者は、競技者として競技会に出場することはできない。

- (1) 最高位序二段以下 1ヵ月
 - (2) 最高位幕下又は三段目 3ヵ月
 - (3) 最高位十両以上 6ヵ月
- 2 前項に規定する承認を受けた者は、本連盟に承認料として5,000円を納付するものとする。

(競技会の共催等)

第8条 本連盟及び加盟団体は、競技会を開催するに当たって、他の団体を共催者、後援者又は協賛者として加えることができる。

2 加盟団体の競技会を利用して行われる商業宣伝については、あらかじめ本連盟の承認を得なければならない。ただし、競技会のプログラム又はポスターを利用して行う場合は、この限りでない。

(競技会の商品)

第9条 本連盟の関係する競技会の商品は、旗、カップ、トロフィー、楯、メダル等とする。

2 副賞を授与する場合は、競技会の品位を傷付けず、又は宣伝に利用されないものに限る。

(紛争、疑義の裁定)

第10条 この規程に抵触する事態につき紛争が生じたとき又はこの規程の解釈に関して疑義が生じたときは、審議委員会において裁定する。

(スポーツ仲裁による紛争解決)

第11条 この規程に基づいて行われた処分、決定等に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、審議委員会の審議を経て、理事会で議決する。

附 則

1 この規程は、平成7年2月25日から施行する。

2 日本相撲連盟アマチュア規定(昭和52年4月2日制定)は、廃止する。

改正附則

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

改正附則

この規程は、公益財団法人日本相撲連盟定款の施行の日から施行する。

改正附則

(施行日)

第1条 この規程は、平成28年6月12日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の第4条から第6条までの規定は、この規程の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に生じた案件について適用し、施行日前に生じた案件については、なお従前の例による。